令和７年８月２８日判決言渡　同日原本受領・裁判所書記官

令和７年（行コ）第１９号　遺族厚生年金不支給処分取消等請求控訴事件

（原審　大阪地方裁判所令和５年（行ウ）第１１９号）

主　　文

1　本件控訴を棄却する。

2　控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

1　原判決を取り消す。

2　厚生労働大臣が控訴人に対し令和３年７月２７日付けでした遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

3　厚生労働大臣は、控訴人に対し、令和３年６月２５日受付に係る遺族厚生年金の裁定請求につき、遺族厚生年金を支給する旨の裁定をせよ。

第２　事案の概要

（以下、控訴人（原審原告）を「原告」、被控訴人（原審被告）を「被告」という。その余の略称は、いずれも原判決の例による。）

1　事案の骨子

⑴　原告は、厚生年金保険の被保険者であった夫のＡを殺害したが、心神耗弱の状態であったとして、殺人罪により懲役３年、５年間執行猶予の有罪判決を受けた。原告が遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣は「被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しないため。」との理由で遺族厚生年金を支給しない旨の処分（本件処分）をした。

⑵　本件は、原告が、被告を相手に、①本件処分の取消しを求めるとともに、②遺族厚生年金を支給する旨の裁定の義務付けを求める事案である。

⑶　原審は、本件訴えのうち上記②の部分を却下し、原告のその余の請求を棄却した。

これに対し、原告が控訴した。

２　関係法令等の定め及び前提事実

原判決の「事実及び理由」第２の１及び２（原判決２頁２０行目～４頁１４行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

３　争点及び争点に対する当事者の主張

原判決の「事実及び理由」第２の３及び４（原判決４頁１５行目～９頁３行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第３　当裁判所の判断

１　判断の骨子

当裁判所も、原審と同様に、本件訴えのうち遺族厚生年金を支給する旨の裁定の義務付けを求める部分を却下し、原告のその余の請求を棄却すべきであると判断する。その理由は、後記２のとおり補足説明を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第３（原判決９頁４行目～１５頁８行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

２　補足説明

⑴　原告は、厚年法上の故意は、刑事事件における心神喪失か心神耗弱かの判断にかかわらず、厚年法７６条１項前段の趣旨に従い、個別の事案に応じた判断をすべきであるとした上、本件犯行は、刑事事件で心神耗弱と判断されたが､原告の事理弁識能力は著しく減弱して行動制御能力を欠いていたから、①偶発性が損なわれているとはいえず、モラル・ハザードが生じるおそれもなく、②反社会性の程度も著しく低く、人々の倫理観に反するともいえず、同条項の趣旨に全く反しないから、厚年法上の故意はないと評価されるべきであると主張する。

ア　この点につき、厚年法７６条１項前段は、「故意」（厚年法上の故意）の意義について特段の規定は設けていないから、法令用語としての一般的な意義すなわち刑法上の故意の意義と基本的に同一のものとして理解すべ

きであること、ただし、被保険者等を死亡させた者に刑法上の故意がある場合であっても、正当防衛や緊急避難といった違法性阻却事由がある場合や心神喪失といった責任阻却事由がある場合など、厚年法７６条１項前段の趣旨に反するとはいえない特別の事情がある場合には、例外的に厚年法上の故意を否定し、同条項による給付制限の対象外と扱うことも十分可能であることは、前記引用に係る原判決の説示のとおりである。

イ　本件刑事判決（甲９）によれば、本件犯行は、がんであったＡを献身的に看病してきた原告が、うつ病の症状が徐々に悪化していく中で、Ａの闘病を支えることができない、何もできない自分が情けないなどとの自責の念や、Ａの死後一人残されることに対する不安感や絶望感を抱き、これらから逃れるためにはＡを殺すしかないと思うに至り、Ａに対し、その鼻や口をタオルで塞ぎ、Ａに抵抗されてタオルを取り上げられるや、続けざまに枕をＡの顔面に押し付けて鼻や口を塞いで、Ａを窒息により死亡させたというものであり、刑法上の故意があることは明らかである。そして、同判決では、原告は、本件犯行当時、重度から中等度の大うつ病性障害のため心神耗弱の状態にあったと認定されたに止まるところ、原告の精神鑑定書（甲１０）の内容を踏まえても、本件犯行当時、原告は、重度から中等度の大うつ病性障害によって思考・判断や行動制御能力が著しく影響を受けていたものの、行動制御能力を欠いていたとも意思決定能力を喪失していたとも認められないのであって、原告が当時心神喪失の状態にあったとはいえない。

原告のした本件犯行は、その経緯や当時の精神状態等につき、酌むべき事情のあるものではあるが、責任を阻却するに至らず、犯罪行為（被保険者に対する殺人罪）として有罪判決を受けるべきものである。前記引用に係る原判決の認定説示のとおり、本件犯行に反社会性がないとはいえず、そのような犯行を行った者に遺族厚生年金を支給することが、人々の倫理

観に反しないとはいえないし、それによって年金給付の事故に求められる偶発性が損なわれないともモラル・ハザードを招来するおそれが全くないともいえないのであり、原告に遺族厚生年金を支給しても厚年法７６条１項前段の趣旨に全く反しないなどとはいえない。したがって、原告のした本件犯行について、刑法上の故意があるにもかかわらず、例外的に厚年法上の故意を否定すべき特別の事情があるとはいえない。

ウ　原告は、本件犯行当時、行動制御能力を欠いていたとか、本件犯行が自由な意思決定に基づかない「病気にさせられた行為」であると主張する。しかし、それらは実質的に心神喪失の状態にあったという主張にほかならないところ、原告が心神喪失の状態にあったとは認められないことは、前記のとおりである。

また、原告は、社会保険審査会の参与数名が支給を認めるべきとの意見を表明したこと（甲１１）も指摘するが、それをもって原告に遺族厚生年金を支給しても人々の倫理観に反しないことを示すものとまではいえないし、そもそも支給の肯否は倫理観に反するか否かのみによって決すべきものでもない。

さらに、原告は、保険法の自殺免責の規定を参考にすべきであると主張するが、前記引用に係る原判決の認定説示のとおり、自殺は故意の犯罪行為ではないことなど、自殺と故殺には根本的な相違があるのであり、保険法の自殺免責規定の解釈が厚年法７６条１項前段の解釈の参考になるとはいえない。

エ　したがって、原告の上記主張は採用することができない。

⑵　原告は、厚年法７６条１項前段（諸事情を考慮する余地を一切排除する絶対的給付制限）に除外規定が設けられていないことは、憲法２５条２項に反し違憲であり、原告に対し、最後のセーフティーネットであるべき遺族厚生年金を形式論で拒絶することは、社会保障の理念を根底から覆すものである

と主張する。

しかし、前記引用に係る原判決の説示のとおり、厚生年金制度は、憲法２５条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられている。厚年法７６条１項前段は、いわゆる絶対的給付制限の規定であるが、違法性阻却事由や責任阻却事由といった特別の事情がある場合には例外的に給付制限の対象外と扱うことが可能なものである。それ以上に、諸般の事情を勘案して給付の全部又は一部を支給することができるといった除外規定は設けられていないが、上述した同項前段の趣旨や、被保険者を故意に死亡させた者に対しても適用される社会保障制度として生活保護制度なども整備されていることに照らせば、同項前段に除外規定が設けられていないことが憲法２５条２項に反するとはいえない。

したがって、原告の上記主張も採用することができない。

第４　結論

よって、本件訴えのうち遺族厚生年金を支給する旨の裁定の義務付けを求める部分は不適法であるから却下し、原告のその余の請求は理由がないから棄却すべきであるところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第２民事部

裁判長裁判官　　谷　　口　　安　　史

裁判官　　菊　　地　　浩　　明

裁判官　　田　　中　　俊　　行